

仕 様 書

1 件名

高輪今昔物語運営支援業務委託

2 業務の目的

高輪地区のまち並みの魅力を発信するため、写真の収集・保存・活用を行います。取組には、地域住民や地区内の大学と連携し、地域住民が高輪地区への愛着を深めるとともに、地域交流の発展等での活用をめざします。

3 業務の概要

収集した写真を活用し、高輪地区の歴史的建造物などを巡るまち歩きやワークショップなどの交流イベントを実施します。また、高輪地区の魅力を発信するために、まち歩きの経過を紹介する地図の作成や、展示会の開催など、収集した写真を公開します。そのほか高輪地区の歴史・文化について学べる講座や落語の実施、平成27年度から平成29年度までの3カ年分の事業計画を策定します。

4 履行期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

5 履行場所

港区指定場所

6 委託要件

受注者は、業務を受託するに当たって、発注者・実行委員会に対して的確な支援を行う能力を備えていなくてはならない。

7 委託内容

受注者は、高輪地区の歴史や文化を発信するにふさわしい写真の収集や、収集した写真の活用を発注者や区民参画組織と実施するとともに、発注者と区民等との連携を促進し、区民等の主体的な地域活動の取組を支援していく。なお、活動・支援内容は、都度、事前に企画提案し、実施するものとする。内容は以下のとおり。

(1) 高輪地区（三田4・5丁目、高輪、白金、白金台）の現状把握及び資料収集に関すること

- ① 市街地発展の経緯等（高輪地区がどのような歴史的背景で発展してきたか等）
- ② 高輪地区の歴史的資料、文化的資料、地図などの情報収集

(2) 高輪今昔物語実行委員会（以下「実行委員会」という。）の運営支援

- ① 実行委員会では、高輪今昔物語事業として行うイベントの開催及び運営その他成果物の作成等について、実施に向けた企画・準備を行う。実行委員会の進行は発注者および実行委員が行う。受注者は実行委員会に参加し、助言及び進行の補

佐等を行う。

- ② 実行委員会を1カ月に1回程度開催する。必要に応じて、まち歩き、ワークショップ、展示会、成果物等について検討するため、追加での開催を数回実施する。日程については、実行委員会で決定した日時とし、開催通知については発注者が発送する。なお、実行委員会は発注者が決定した区民15名、区職員2名程度の予定。
 - ③ 実行委員会の運営、イベントの開催及び運営その他成果物の作成等に必要な情報の収集・分析及び資料の作成・提出を行うこと。
 - ④ 実行委員会の運営（手法等）に関する助言及び支援、職員への事前レクチャー等を行うこと。
- (3) まち歩き・ワークショップ・展示会・高輪地区の歴史・文化について学べる講座、落語等のイベントなど、写真を活用したイベントの実施
- ① まち歩きの実施（6月を予定）

受注者は、7（2）の実行委員会で決定した企画内容をもとに、まち歩きを運営（進行含む）・実施すること。それに当たり、安全な実施のために十分な人員を確保し、配置すること。参加者は、15名程度とする。まち歩き（撮影）では資料及び機材（カメラ等）の準備を行い、熟練した写真有識者を同行させること。写真データは、まち歩き後に回収・編集を行い、港区ホームページや写真展等で公開できるよう、公開用写真の選出を行うこと。参加者には、写真の使用許諾、公開用文章の作成を、写真資料使用承諾書、エントリーシートにて依頼を行うこと。写真資料使用承諾書、エントリーシートは、既存のフォーマットを使用し、必要に応じてフォーマット修正の提案等を行うこと。参加者への書類の発送は発注者が行う。また、まち歩きの様子を、PDF等により地図化し、港区ホームページ等で公開できるよう作成すること。なお、受注者は、参加者を保険に加入させることとする。保険は、別紙1「レクリエーション傷害補償プラン」中の保険料(2)の補償額同等以上とする。

- ② ワークショップの実施（9月を予定）

受注者は、7（2）の実行委員会で決定した企画内容をもとに、昔懐かしい写真を集めるワークショップを運営（進行含む）・実施すること。それに当たり、十分な人員を確保し、配置すること。参加者は15名程度とする。ワークショップでは、参加者が持ち寄った写真について、話し合い等を行うよう実施すること。

また、受注者は、参加者が持参した写真を、ワークショップの当日、開催時間内に、スキャナ等でデータ化すること。原則、紙写真のみを対象とする。ただし、アルバムにて保存しているものについては、アルバムに貼り付けた状態でデータ化できる対応とすること。

(ア) デジタル化は区が指定した区の施設内で行うこととする。あらかじめ会場を確認し、デジタル化に必要な機材等を準備すること。

(イ) デジタル化したデータについては基本方針に従い、次のいずれかの値に従って画像を作成すること。

- ・原資料に対して300～400dpi
- ・画像の縦又は横が2,000～6,000ピクセル程度

デジタル化した写真データは、港区ホームページや写真展等で公開できるよう、公開用写真の選出を行い、参加者からの写真の使用許諾、公開用文章の作成を写真資料使用承諾書、エントリーシートにて依頼を行うこと。写真資料使用承諾書、エントリーシートは、既存のフォーマットを使用し、必要に応じてフォーマット修正の提案等を行うこと。参加者への書類の発送は発注者が行う。

③ 収集写真資料の整理

受注者は、7（3）①まち歩き、7（3）②ワークショップで収集した写真資料約150点を整理し、データベース化を行うこと。また、公開用文章のメタデータ化を行うこと。

④ 展示会の開催（11月を予定）に向けた成果物の作成等

受注者は、7（2）の実行委員会で決定した企画内容をもとに、展示会に向けて成果物の作成等を行うこと。内容は以下のとおりとする。

（ア）展示会は概ね1～2日間程度開催する。なお、展示会の運営は実行委員が中心に行う。

（イ）展示会に使用する写真パネルを作成すること。枚数は、概ね20枚程度とする。

展示会に使用する写真は、これまで実行委員会が収集してきたものを使用する。

（ウ）作成する作品のサイズは、A1判～A4判を予定する。また、写真ごとにキャプションを作成すること。基になる文章は実行委員会で決定する。

（エ）受注者は、写真等作品を展示するためのスチレンボード・額縁等を用意すること。なお、展示会終了後、スチレンボード・額縁等は成果物とともに発注者へ譲渡すること。

（オ）受注者は、展示会で映像物を再生するため、35インチ以上のTV及びDVD再生機器、TV台、配線等を用意すること。

⑤ 高輪地区の歴史・文化について学べる講座及び落語の実施

受注者は、これまで収集した写真を活用した、高輪地区の歴史・文化について学べる講座を実施すること。企画内容は、受注者が提案し、実行委員会で検討する。屋外で実施する場合は、参加者の安全を第一に考慮し、事業を実施すること。なお、講師料は発注者が負担することとする。

また、落語を実施すること。会場は発注者が指定した区の施設内で行うこととする。あらかじめ会場を確認し、必要な機材等を準備すること。なお、講師料は発注者が負担することとする。

⑥ その他、収集した写真を活用したイベント等の実施

高輪地区のまち並みの魅力を発信するため、これまで事業で収集した写真を活用したイベント、写真を収集するイベント等を企画提案し、実施すること。

（4）平成27年度から平成29年度までの3カ年分の事業計画の策定について（4月から8月を予定）

高輪今昔物語は、高輪地区版計画書（平成27年度～平成29年度）に計上されている地域事業である。平成27年度から平成29年度までの3カ年計画により実施する当該事業について企画提案し、3カ年分の事業計画の策定を支援すること。

8 成果物

受注者は、下記の成果物を作成し、納品すること。

- (1) 7 (3) ①、②で作成するデータベース (CD-R または DVD-R) を納品すること。
※ 写真一覧を作成し、CD-R 等のケースに挿入できる状態 (紙) で納品すること。
また、写真一覧のデータも写真データと一緒に納品すること。
- (2) 7 (3) ①まち歩きの経過を紹介する地図 (PDF 等にて納品)
- (3) 7 (3) ④写真パネル 20 枚程度

9 著作権の帰属

受注者は、8 に定める本委託業務に係る成果品のうち、発注者の提示した仕様に基づいて創作した著作権は発注者に譲渡するものとする。ただし、写真等の素材で、他に著作権を有している者がいるときは、著作権者の使用許諾を得ることとし、発注者への譲渡はないものとする。

10 受注者の責務

- (1) 受注者は、社員証等を常時携帯し、区民等と接する際は、区の業務受注者であることを説明すること。また、発注者が区であるということを十分に認識し、言動等に配慮すること。
- (2) 受注者の責務において、区民・業務関係者に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講じること。
- (3) 受注者は常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上、適宜報告すること。
- (4) 受注者は関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (5) 受注者は、本業務の遂行に際し、港区個人情報保護条例を遵守すること。
- (6) 受注者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守しなければならないものとする。また、受注者は、区が実施する、港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に対応するものとする。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、或いはセキュリティ監査等が該当する。
- (7) 受注者は、従事技術者その他本件委託業務に関わる者に対し、港区個人情報保護条例の趣旨及び内容の周知徹底を図ること。
- (8) 受注者は、個人情報の保管責任者を設置し、知り得た個人情報の秘密保持について、誓約書を提出すること。
- (9) 受注者は、関係法令等を遵守し、業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。また、業務終了後、保管している個人情報についてはシュレッダー等で破棄し、電子データは消去すること。
- (10) 受注者は、本件委託業務で利用するパソコンには、最新のウイルス検知ソフト及びファイアウォールを導入すること。また、ウィニーなどのファイル交換ソフトを導入しないこと。
- (11) 受注者は、本件委託業務では、私有パソコン等を一切使用しないこと。

(12) 受注者は、個人情報について、別紙2「個人情報保護に関する特記事項」を遵守しなければならない。

11 「環境により良い自動車利用」について

(1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

① ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

(2) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

(3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成21年3月27日付改正20環車規第837号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

12 その他

(1) 受注者は、業務の着手に当たり、事前に発注者と委託内容の詳細、日程等について打合せを行い、委託業務履行スケジュール案を作成し、委託業務の履行に万全を期すこと。

(2) 受注者は本仕様書に記載する事項のほか、必要に応じ、本業務に関連する調査を行い、資料を作成し、報告すること。

(3) 業務実施に当たり、受注者が必要とする資料等については、事前に申し出るとともに担当者と協議すること。

(4) 業務を遂行する上で疑義が生じた場合及び仕様に定めのない事項については、その都度、発注者と受注者間で協議し決定するものとする。

13 支払方法

履行期間終了後、一括払いとする。

14 担当

港区高輪地区総合支所協働推進課地区政策担当 電話03-5421-7123